

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等研修（実践研修）の未受講によりサービス管理責任者等の
みなし配置が出来なくなる場合の取扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度のサービス管理責任者研修等制度の改正に伴い、令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者等研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間サービス管理責任者等とみなす経過措置が定められたところであり、この者が正式なサービス管理責任者等になるためには、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間にサービス管理責任者等研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）修了者となることを要することとなっております。

これまで、県の実践研修は、例年11月頃に実施していましたが、令和5年6月30日付けで改正された国のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、基礎研修から実践研修受講までのOJTとして必要な期間が、要件を満たしている場合は、最短6ヶ月に短縮されたことに対応するため、今年度の県の実践研修は、令和6年1月から3月の間に実施する予定としております。

一方、県の実践研修の実施時期の変更により、上記の経過措置によるみなし配置をしていたサービス管理責任者等が、経過措置期間が終了することにより不在となり、減算の対象となる場合が考えられます。

つきましては、今年度の県の実践研修の実施時期の変更により、サービス管理責任者等のみなし配置が出来なくなる場合については、下記のとおり、みなし配置に係る協議により、今年度の県の実践研修修了までの期間のみなし配置を認めることとしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

令和2年度に基礎研修を受講し、サービス管理責任者等とみなされている者

2 手続き

別添「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の欠如及びみなし配置に係る協議書」を次のとおり提出してください。

なお、協議書を提出しない場合は、サービス管理責任者等未配置の翌々月から人員基準欠如が解消に至った月までの間、減算の対象となります。

＜サービス管理責任者等の人員欠如に該当する場合＞

減算適用 1月目から 4月目 所定単位数の100分の70を算定

減算適用 5月以降 所定単位数の100分の50を算定

・ 提出先

【岐阜圏域】

岐阜県 健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課 地域福祉第二係

(住所：500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟4階)

※岐阜市(指定障害児入所施設のみ)、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡(岐南町、笠松町)、本巣郡(北方町)に所在する事業所・施設

【岐阜圏域以外】

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

住所：500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 12階)

※岐阜市が所管する事業所等については、あらかじめ岐阜市にご確認ください。

3 参考

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（厚生労働省告示第五百四十四号）一へ

やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管理責任者」という。)について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となった者を除く。)であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等に配置されているものである場合にあつては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。)、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

岐阜県健康福祉部障害福祉課			
<地域生活支援係>			
係長	野崎	担当	長尾
<事業所指導係>			
係長	若原	担当	島田、原
電話	058-272-1111 地域生活支援係 3489 事業所指導係 3491, 3492		
F A X	058-278-2643		
e-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		